

# 宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱

平成 21 年 8 月 12 日  
愛媛県公営企業管理局

## 1 目的

この要綱は、新医師臨床研修制度導入後において、深刻な医師不足に陥り二次救急体制の確保などの対策が必要となっている宇摩圏域について、安心して持続可能な地域医療を支える提案を、愛媛県公営企業管理局（以下「県」という。）が、広く民間から公募することに関し、必要な事項を定める。

## 2 提案の要件

提案においては、愛媛県立三島病院（以下「三島病院」という。）の移譲等を受ける意思を表明するとともに、それを活用して提案者が確保する宇摩圏域の地域医療のあり方を示すこととし、次の点に留意すること。

- (1) 三島病院の概要及び移譲条件は、別記 1 のとおりであること。
- (2) 提案には、提案者が地域医療を確保するに当たって、県に対して求める支援等について提案者からの条件を記載すること。

## 3 応募資格

- (1) 公的医療機関の開設者等であって、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の規定により許可を受け現に病院を開設している者、又は県から三島病院の移譲を受け、同法の規定により許可を受け、新たに病院を開設できることが見込まれる者とする。

なお、2 以上の者が、グループで応募することも可能とする。

- (2) 公的医療機関の開設者等とは、別記 2 のとおりである。

## 4 公募要綱の配布

この要綱は、県のホームページに掲載するとともに、下記 9 の事務局（以下「事務局」という。）において配布する。

## 5 公募に関する説明会

### (1) 説明会の日時

平成 21 年 8 月 19 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

（概要説明 40 分、質疑応答 30 分、院内見学 40 分程度を予定）

### (2) 説明会の場所

三島病院 2 階 講堂（愛媛県四国中央市中之庄町 1684-2）

### (3) 説明会の参加資格

前記 3 の応募資格と同じ。

### (4) 説明会の参加申し込み

#### ① 受付期間

平成 21 年 8 月 12 日（水）午後 1 時から 平成 21 年 8 月 17 日（月）午後 5 時【必着】

#### ② 申し込み方法

「説明会参加申込書」（別紙 1）を、持参、郵送、FAX 又は電子メールにより、事務局まで提出すること。

・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

## 6 選考の方法（公募型プロポーザル方式）

県は、「宇摩圏域地域医療確保審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会は、応募書類の審査等を行うとともに、地域医療を確保することができるかどうかについて総合的に評価し、優先交渉権者を選定し、県に報告する。

報告を受けた県は、選定された優先交渉権者と移譲条件等について交渉を行い、両者の間で合意が成立すれば、契約の相手方として決定する。

選考手続きの詳細は、以下のとおり。

### (1) 参加意思表明書の提出

次により、参加意思表明書を持参又は郵送すること。参加意思表明書を提出しない者は、提案書を提出することができない。

#### ① 受付期間

平成21年8月20日（木）から平成21年8月25日（火）まで

- ・郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効とする。
- ・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### ② 提出先

事務局

#### ③ 提出書類

「参加意思表明書」（別紙2）

### (2) 図面等の配布

参加意思表明書を受理された者で、希望する者には、次のとおり関係図面等を配布する。

#### ① 配布場所

事務局

#### ② 配布期間等

平成21年8月20日（木）から平成21年8月25日（火）まで

- (注)・配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ・配布する図面等は、応募締切日までに返却すること。
  - ・なお、公募検討の目的の範囲であっても、県の下承なく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁ずる。

### (3) 質問及び回答

参加意思表明書を受理された者を対象に、本要綱に関する質問回答を次により行う。

#### ① 質問の方法等

質問の要旨を質問書（別紙3）に簡潔にまとめ、これを持参、郵送、又は電子メールにより、事務局まで提出すること。

#### ② 質問の受付期間

平成21年8月20日（木）～平成21年8月27日（木）まで

- ・郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効とする。
- ・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### ③ 回答方法

質問者に対して、平成21年8月31日（月）までに文書により回答する。

#### (4) 応募書類の提出

参加意思表明書を受理された者は、次により応募書類を持参又は郵送すること。

##### ① 受付期間

平成21年8月26日(水)から平成21年9月1日(火)まで

- ・郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効とする。
- ・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

##### ② 提出先

事務局

##### ③ 応募書類

- ア 応募申込書(様式1)……………1部
- イ 事業計画書(様式2)……………6部
  - 付属資料1 職員配置計画書……………6部
  - 付属資料2 収支計画書……………6部
- ウ 法人・団体の概要(様式3)……………6部
- エ 法人役員等名簿(様式4)……………6部
- オ 事業実績に関する資料……………6部
- カ 法人登記簿謄本……………1部
- キ 印鑑証明書……………1部
- ク その他県が必要と認める書類

##### ④ 応募費用の負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

##### ⑤ 著作権の帰属等

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、県が移譲先団体の公表等で必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できる。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返還しない。

#### (5) 審査会における選考審査

- ① 審査においては、客観性及び透明性を確保するため、点数評価を行う。
- ② 総合評価点を基に、審査員の合議により優先交渉権者を選定する。
- ③ 評価の項目及びそのポイントは、概ね次のとおりである。  
なお、配点については、後日速やかに公表する。

| 評価項目               | 評価のポイント                                     |
|--------------------|---|
| 地域医療確保に係る基本的考え方・方針 | ・的確な判断に基づく、現実的な考え方と方針か                      |
| 地域医療確保計画           | ・二次救急医療体制の維持等地域医療確保について、具体的な提案がなされているか。     |
| 政策医療対応の考え方         | ・災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第2種感染症指定病院等の政策医療への対応の可否 等 |
| 実現可能性              | ・医療スタッフの確保の可否<br>・収益確保の可否 等                 |
| 職員の受け入れ等           | ・現職員の受け入れの割合 等                              |
| 移譲条件               | ・資産の譲受価格、無償貸付 等<br>・県からの支援 等                |
| 地域連携               | ・地域連携の推進 等                                  |
| 経営主体               | ・応募団体の経営状況 等                                |

## (6) 審査の実施（プレゼンテーション及びヒアリング）

### ① 場 所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）

### ② 日 時

平成21年9月上旬～中旬

時間は、調整のうえ個別に連絡する。

## (7) 審査結果の公表

審査結果は、文書で通知するとともに、県のホームページにおいて公表する。

## (8) 優先交渉権者との交渉

県は、優先交渉権者として決定された者と宇摩圏域の地域医療確保及び三島病院の移譲条件等について交渉を行い、合意が成立すれば、契約等の相手方（以下「契約者」という。）として決定する。

なお、当該交渉が不調のときは、選考順位の上位の者から順に交渉を行う。

## 7 契約等の締結

- (1) 契約者と県は、前記6の(8)の合意に基づき「宇摩圏域の地域医療確保に関する基本協定」を締結する。
- (2) 契約者と県は、前記6の(8)の合意に基づき三島病院の移譲契約（県有資産譲渡契約若しくは無償貸付契約）を締結する。
- (3) 印紙等、契約の締結に必要な費用は、契約者の負担とする。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 参加意思表明書及び応募書類の提出期限に遅れた者
- (2) ヒアリング及びプレゼンテーションの開始時刻に遅れた者
- (3) 応募書類に虚偽の記載があった者
- (4) 応募や選考審査を妨害するなど、手続きの遂行に支障を来たす行為があったと認められる者

## 9 事務局

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局 県立病院課 指導係

TEL：089-912-2813（係直通）

FAX：089-947-6007

E-mail：kenbyouin@pref.ehime.jp

## 10 その他

FAX及び電子メールによる関係書類等の送信については、事務局へ着信の確認を行うこととし、発生したトラブルに関しては、県は一切責任を負わない。